

令和8年（行コ）第119号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求控訴事件

控訴人 梶谷風音ほか4名

被控訴人 国

証 拠 説 明 書
(甲144～175)

令和8（2026）年6月18日

東京高等裁判所第16民事部ロA係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 亀 石 倫 子

ほか6名

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

甲号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲144 の1	Tubal Sterilization: Practice Essentials, Background, History of the Procedure (Medscape eMedicine 266799)	写 し	2024.11.11	Rober K Zurawin ほか	不妊手術の歴史的変遷及び腹腔鏡下手術の研究開発の経過等。
甲144 の2	上記和訳	写 し	R8.6.10	控訴人ら代理 人	同上。
甲145 の1	Sterilization by the Pomeroy Operation	写 し	打出日 R8.6.9	Clifford R Wheless, Jr ほか	Pomeroy 法による卵管結紮・卵管切除の術式について。
甲145 の2	上記和訳	写 し	R8.6.10	控訴人ら代理 人	同上
甲146	国立国会図書館調査及び立法考査局資料「議題 旧優生保護法の歴史と問題－強	写 し	2019.1.20	国立国会図書館調査及び立法考査局専門	精管切除術（不妊手術）が、ハンセン病患者に対する強制不妊と結びついた歴史を有する

	制不妊手術問題を中心としてー」			調査員社会労働調査室主任岡村美保子	こと及び優生保護法下の不妊手術が高侵襲・高リスクであったこと
甲 147	ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書(抜粋)「第七ハンセン病政策と優生政策の結合」	写し	H17.3	公益財団法人日弁連法務研究財団	優生保護法制定当時、女性の不妊手術は男性に比べて複雑困難であったこと。
甲 148	「手術による避妊（不妊手術）」『臨床婦人科産科』6巻 12 号 679 頁	写し	S27.12	後藤直	優生保護法制定当時、同法施行規則に定められた情勢に対する不妊手術の具体的な方法が確立していなかったこと
甲 149	「麻酔科医・麻酔科診療はどこへ向かっていくのか？」『信州医学雑誌』73 巻 4 号 211 頁	写し	R7.8	田中聡	日本において麻酔医療が本格的に整備されたのは 1950 年以降であり、優生保護法制定時には麻酔の専門医もいなかったこと
甲 150	「腔式卵管結紮術と其の遠隔成績」臨床婦人科産科 6 巻 10 号 479 頁	写し	S27.10	井上文夫・瀬尾芳寛	優生保護法制定当時、開腹手術を伴わない卵管結さつ術は技術的に確立されていなかったこと
甲 151 の 1	The history of antibiotics:the Japanese story (PMID 12111564)	写し	2022.8	M. Kaneko /Journal of Infection and Chemotherapy	日本では、ペニシリンの製造において自給自足に至ったのが 1948 年であったこと。
甲 151 の 2	上記和訳	写し	R8.6.10	控訴人ら代理人	同上。
甲 152 の 1	THE TREASURE CALLED ANTIBIOTICS (PMC5354621)	写し	2016.12	A. Adedeji /Annals of Ibadan Postgraduate Medicine	抗生物質の歴史と感染症管理の進展により、現代の外科手術後の感染症リスクが大幅に低減されていること。
甲 152 の 2	上記和訳	写し	R8.6.10	控訴人ら代理人	同上。
甲 153 の 1	Patrick C. Steptoe: Laparoscopy,	写し	1998	Grzegorz S. Litynski	腹腔鏡技術の婦人科領域における発展経緯及び不妊手術へ

	Sterilization, the Test-Tube Baby, and Mass Media (PMC3015256)				の応用の歴史的経緯。
甲 153 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理人	同上。
甲 154	日本医科大学附属病院産婦人科 HP:「腹腔鏡下手術の実績」	写 し	打出日 R8. 5.	日本医科大学 附属病院	日本における腹腔鏡下手術の開始時期（1970 年代）及び豊富な実績（1990 年以来 1,500 例以上）について。
甲 155	《トピックス》「婦人科腹腔鏡下手術の発展」	写 し	H7	桑原慶紀	日本において腹腔鏡下手術は技術と機器の急速な発展とともに 1990 年代以降、婦人科良性疾患の標準術式となっていること。
甲 156	聖マリアンナ医科大学 HP :「子宮鏡・腹腔鏡による手術について」	写 し	打出日 R8. 5	聖マリアンナ 医科大学	腹腔鏡下手術は低侵襲で負担が少なく合併症リスクも低く婦人科良性疾患の標準術式として確立していること。
甲 157	医療法人豊田会刈谷豊田総合病院 HP:「婦人科における腹腔鏡下手術」	写 し	打出日 R8. 5	医療法人豊田 会	腹腔鏡下手術の手技（臍部小切開・炭酸ガス注入・スコープ挿入）及び開腹手術と比較して低侵襲であること。
甲 158 の 1	Tubal Sterilization (StatPearls : NBK470377 ／PMID 29262077)	写 し	2024. 2. 16	Sarah Merio ほか	近年、不妊手術の術式について、従来の卵管結紮に代わり両側卵管切除術(bilateral salpingectomy) が選択されるようになってきていること及び同術式が卵巣がんリスクを低減させること。
甲 158 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理人	同上。
甲 159 の 1	Salpingectomy for the Primary Prevention of Ovarian Cancer: A Systematic Review (PMC11185162)	写 し	2023. 12. 1	Ryan M. Kahn, MD ほか	両側卵管切除術が卵管を切除することで卵管に由来する卵巣がんリスクの低減という積極的医学的利益をもたらすこと。

甲 159 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理 人	同上。
甲 160 の 1	Mortality risk associated with tubal sterilization in United States hospitals	写 し	1980.	JM Aubert ほ か	1973～1979 年に発展途上国で 行われた不妊手術における死 亡率は、手術 10 万件あたり 5.86 件の割合であったこと。
甲 160 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理 人	同上。
甲 161 の 1	Mortality risk associated with tubal sterilization in United States hospitals. (Am J Obstet Gynecol 1982;143:125-9/PMID 7081321)	写 し	1982. 5. 15	HP Peterson ほか	1977～1981 年に米国で行われ た不妊手術における手術起因 の死亡率は 10 万件あたり 4 件の割合であったこと。
甲 161 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理 人	同上。
甲 162 の 1	Sterilization in the United States. (Reviews in Obstetrics & Gynecology 2008;1(1):23- 32/PMC2492586/PMID 18701927)	写 し	2008.	Deborah Bartz, MD ほか	米国で行われた不妊手術にお ける死亡率の最新の推定値は 手術 10 万件あたり 1～2 件で あること及び不妊手術の外科 的及び麻酔的リスクは妊娠リ スクよりも有意に低いこと。
甲 162 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理 に	同上。
甲 163 の 1	Complications of interval laparoscopic tubal sterilization: findings from the United States Collaborative Review of Sterilization	写 し	2000. 12	D J Jamieson ほか	1979～1986 年に米国で行われ た腹腔鏡下不妊手術における 死亡者数は 9475 件のうち 0 件であったこと。
甲 163 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理 人	同上。
甲 164 の 1	Tubal sterilization : complications of	写 し	2007.	Huber AW ほか	1993～2001 年にスイスにおい て行われた腹腔鏡下不妊手術

	laparoscopy and minilaparotomy				及び小開腹術不妊手術における死亡者数は2万7653件のうち0件であったこと。
甲 164 の 2	上記和訳	写 し	R8. 6. 10	控訴人ら代理人	同上。
甲 165	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第 21 条に基づく調査報告書第 2 編 21 頁	写 し	R5. 6	三ツ林裕巳、 山田宏	優生保護法の下で、本件各規定の前身となる規定に基づきなされた不妊手術は81万9975件であること。
甲 166	人口統計資料集 2026 年版 72 頁	写 し	R8. 2. 27	国立社会保 障・人口問題 研究所	母体保護法の下で、本件各規定に基づき年間 2500 件から5000 件程度の不妊手術が実施されており、1997 年から 2024 年までの間に、合計 10 万 8500 件の不妊手術が実施されていること。
甲 167 の 1	一般社団法人日本美容外科学会 HP：「第 8 回全国美容医療実態調査報告書（公開版）」	写 し	打出日 R8. 6. 10 更新日 2025. 7. 1	一般社団法人 日本美容外科 学会 HP	毎年、一般社団法人日本美容外科学会が美容医療の施術数を治療種目別及び男女別に調査し、調査結果を公表していること。
甲 167 の 2	「第 8 回全国美容医療実態調査報告書（公開版）」資料 1 調査回答の集計結果	写 し	同上	同上	2024 年に実施された美容医療の医療的措置として実施された施術数は調査回答した施設分のみで合計 305 万 8488 件あり、うち眼瞼形成術が 13 万件、脂肪吸引が 1939 件、豊胸関連手術が 1 万 4260 件、ヒアルロン酸注入が 13 万 1630 件であり、医療措置としての美容施術が広範に実施されていること。
甲 168	「美容医療における合併症の実態調査と診療指針の作成」研究報告書（概要版）/研究報告書・目次/行政効	写 し	打出日 2026. 5. 29	大慈弥裕之ほか	2019 年に日本で初めて実施された美容医療における合併症の実態調査では、回答率が 2.3%にとどまり、有効な調査

	果報告				とならなかったこと。
甲 169	独立行政法人国民生活センターHP：「美容医療サービス」	写し	2025. 8. 1	独立行政法人国民生活センター	独立行政法人国民生活センターが公表している美容医療サービスに関する相談件数は、2022 年は 3798 件、2023 年は 6281 件、2024 年は 1 万 717 件と急増していること。
甲 170 の 1	Assessing Cosmetic Surgery Safety:The Evolving Data	写し	2020. 5. 13	Rohrich, Rod J. MD ほか	現在行われている脂肪吸引の死亡率は概ね 10 万件あたり 2.6 件であること。 臀部脂肪注入術（ブラジリアン・バット・リフト）の死亡率は当初 10 万件あたり約 16.1 件ないし 42.5 件であったこと、後に改善されたものの 10 万件あたり約 6.7 件ないし 5 件であること。 現在行われている腹部形成術の死亡率は 10 万件あたり約 7.7 件ないし 10 件であること。
甲 170 の 2	上記和訳	写し	R8. 6. 10	控訴人ら代理人	同上。
甲 171 の 1	Update on Blindness From Filler:Review of Prognostic Factors, Management Approaches, and a Century of Published Cases	写し	2024. 9. 16	Valerie C Doyon ほか	ヒアルロン酸フィラー注入による重篤な合併症として視力喪失が報告されていること及び合併症発生率の高い注入部位が鼻部、額、眉間と美容医療において一般的に施術される部位であること。
甲 171 の 2	上記和訳	写し	R8. 6. 10	控訴人ら代理人	同上。
甲 172 の 1	US FDA Breast Implant Postapproval Studies : Longterm Outcomes in	写し	2019. 1	Christopher J Coroneos ほか	豊胸手術のうち人工乳房（インプラント）の術式について、シェーグレン症候群、強

	99,993 in Patients				皮症、関節リウマチ、死産、悪性黒色腫などの長期的な合併症の報告があること。
甲 172 の 2	上記和訳	写 し	R8.6.10	控訴人ら代理人	同上。
甲 173 の 1	Autologous Fat Grafting in Breast Augmentation : A Systematic Review Highlighting the Need for Clinical Caution	写 し	2024.5.	Ishith Seth ほか	豊胸手術のうち自家脂肪を注入する術式について、アメリカの研究では合併症発生率が27.8%であり、うち脂肪壊死が43.7%を占めることが報告されていること。
甲 173 の 2	上記和訳	写 し	R8.6.10	控訴人ら代理人	同上。
甲 174 の 1	Eléments d'information sur l' augmentation mammaire par injection.	写 し	2011.9.5	AFSSAPS Agence française de sécurité sanitaire des produits de santé	フランスにおいては、マンモグラフィー等の画像所見の攪乱、乳房の臨床触診の困難などの乳がんの検診及び診断に必要な検診を阻害するリスクがあることから注入剤製品による美容目的の豊胸を適応除外としていること。
甲 174 の 2	上記和訳	写 し	R8.6.10	控訴人ら代理人	同上。
甲 175	「不妊手術をうけるか否かの自己決定をする自由」に関して日本国憲法24条2項が立法裁量統制機能を有すること、及び母体保護法3条1項が日本国憲法24条2項により与えられる立法裁量を逸脱した憲法違反の規定であることについての学術的証明に関する意見書」	原 本	2026.5.29	小西葉子	本件各規定が「家族に関する事項」として憲法24条2項の審査対象となること。 「不妊手術を受ける権利又は自由」が憲法上保護される重要な利益であり、憲法24条2項の「個人の尊厳」を通じて立法裁量統制の要素となること。 自然発生的権利・利益についても憲法24条2項の立法裁量統制機能を有すること。 本件各規定が不妊手術を受け

					る権利又は自由を不当に誓約しており、憲法 24 条 2 項の規律する立法裁量を逸脱したものであり憲法違反であること。
--	--	--	--	--	--

以上